

平成31年度

富士吉田市
一般会計
特別会計 予算書及び予算説明書
事業会計

目

次

【予算書】

1. 富士吉田市一般会計予算書	1
2. 富士吉田市下水道事業特別会計予算書	12
3. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算書	16
4. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算書	20
5. 富士吉田市介護保険特別会計予算書	23
6. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算書	26
7. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算書	29
8. 富士吉田市立病院事業会計予算書	32
9. 富士吉田市水道事業会計予算書	37

【予算説明書】

10. 富士吉田市一般会計予算説明書	42
11. 富士吉田市下水道事業特別会計予算説明書	148
12. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算説明書	162
13. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算説明書	184
14. 富士吉田市介護保険特別会計予算説明書	190
15. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算説明書	214
16. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算説明書	224
17. 富士吉田市立病院事業会計予算説明書	236
18. 富士吉田市水道事業会計予算説明書	271

一般會計予算書

平成 3 1 年度 富士吉田市一般会計予算

平成 3 1 年度 富士吉田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,980,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,600,310
	1 市 民 税	3,041,229
	2 固 定 資 産 税	2,797,492
	3 軽 自 動 車 税	159,127
	4 市 た ば こ 税	364,390
	5 都 市 計 画 税	186,005
	6 入 湯 税	52,067
2 地 方 譲 与 税		129,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	88,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	7,000
3 利 子 割 交 付 金		11,000
	1 利 子 割 交 付 金	11,000
4 配 当 割 交 付 金		27,000
	1 配 当 割 交 付 金	27,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		24,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	24,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		960,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	960,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		3,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	3,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		17,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	17,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		6,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	6,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		159,959

款	項	金 額
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	159,959
11 地 方 特 例 交 付 金		30,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	30,000
12 地 方 交 付 税		2,500,000
	1 地 方 交 付 税	2,500,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		7,200
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,200
14 分 担 金 及 び 負 担 金		876,117
	1 負 担 金	876,117
15 使 用 料 及 び 手 数 料		521,485
	1 使 用 料	357,684
	2 手 数 料	163,801
16 国 庫 支 出 金		3,068,151
	1 国 庫 負 担 金	1,492,072
	2 国 庫 補 助 金	1,562,955
	3 委 託 金	13,124
17 県 支 出 金		1,147,306
	1 県 負 担 金	625,073
	2 県 補 助 金	479,920
	3 委 託 金	42,313
18 財 産 収 入		64,548
	1 財 産 運 用 収 入	64,546
	2 財 産 売 払 収 入	2
19 寄 附 金		1,010,013
	1 寄 附 金	1,010,013
20 繰 入 金		2,881,181

款		項	金 額
20 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金		2,876,994
	2 財 産 区 繰 入 金		4,187
21 繰 越 金			30,000
	1 繰 越 金		30,000
22 諸 収 入			191,130
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料		10,000
	2 市 預 金 利 子		626
	3 貸 付 金 元 利 収 入		4,120
	4 雑 入		176,384
23 市 債			2,715,600
	1 市 債		2,715,600
歳 入 合 計			22,980,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		206,531
	1 議 会 費	206,531
2 総 務 費		4,002,438
	1 総 務 管 理 費	3,433,728
	2 徴 税 費	287,937
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	133,003
	4 選 挙 費	112,074
	5 統 計 調 査 費	14,676
	6 監 査 委 員 費	21,020
3 民 生 費		6,226,472
	1 社 会 福 祉 費	3,192,666
	2 児 童 福 祉 費	2,505,675
	3 生 活 保 護 費	527,651
	4 災 害 救 助 費	480
4 衛 生 費		4,087,850
	1 保 健 衛 生 費	1,728,450
	2 清 掃 費	2,359,400
5 農 林 水 産 業 費		282,611
	1 農 業 費	230,121
	2 林 業 費	52,490
6 商 工 費		354,345
	1 商 工 費	354,345
7 土 木 費		3,822,240
	1 土 木 管 理 費	643,384
	2 道 路 橋 梁 費	708,464
	3 河 川 費	0

款		項		金 額	
7	土 木 費	4	都 市 計 画 費	135,173	
		5	下 水 道 費	688,483	
		6	住 宅 費	1,646,736	
8	消 防 費			787,680	
		1	消 防 費	787,680	
9	教 育 費			1,751,038	
		1	教 育 総 務 費	307,899	
		2	小 学 校 費	352,306	
		3	中 学 校 費	214,552	
		4	社 会 教 育 費	330,325	
		5	保 健 体 育 費	545,956	
10	災 害 復 旧 費			25,502	
		1	公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	
		2	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	25,501	
11	公 債 費			1,403,150	
		1	公 債 費	1,403,150	
12	諸 支 出 金			143	
		1	普 通 財 産 取 得 費	1	
		2	土 地 開 発 基 金 費	142	
13	予 備 費			30,000	
		1	予 備 費	30,000	
歳 出 合 計				22,980,000	

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称) 富士の杜巡礼の郷公園事業 (H31・32 継続事業)	366,696	平成 31 年度	149,688
				平成 32 年度	217,008
7 土木費	1 土木管理費	スマートインターチェンジ設置事業 (H31・H32 継続事業)	111,284	平成 31 年度	44,514
				平成 32 年度	66,770

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
下吉田東小学校タブレット型パソコン機器等賃借料	平成32年度から平成36年度まで	17,279 千円
吉田小学校タブレット型パソコン機器等賃借料	平成32年度から平成36年度まで	19,312 千円
富士小学校タブレット型パソコン機器等賃借料	平成32年度から平成36年度まで	17,279 千円
下吉田中学校タブレット型パソコン機器等賃借料	平成32年度から平成36年度まで	17,631 千円
富士見台中学校タブレット型パソコン機器等賃借料	平成32年度から平成36年度まで	19,705 千円
市内小中学校教職員パソコン機器賃借料（第19期）	平成32年度から平成36年度まで	11,926 千円
積算システム更新費用	平成32年度から平成36年度まで	14,865 千円
ふじさんミュージアム多言語化対応ガイドシステム	平成32年度から平成36年度まで	24,754 千円
H31年度クライアントパソコン（第1期）賃借料	平成32年度から平成36年度まで	9,754 千円
H31年度クライアントパソコン（第2期）賃借料	平成32年度から平成36年度まで	10,857 千円

事 項	期 間	限 度 額
H31年度Windows10 E3ライセンス一式賃借料	平成32年度から平成36年度まで	13,854 千円
平成31年度に銀行その他の金融機関が富士吉田市土地開発公社に融資した開発資金の債務保証	平成31年度以降事業費借入金 償還期間の満了の日まで	2,000,000千円を限度として貸付けた場合の 元利金（遅延利息を含む）に相当する額

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1 公 共 施 設 整 備 事 業 債	148,600	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
2 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	7,100	同 上	同 上	同 上
3 ご み 処 理 施 設 整 備 事 業 債	468,500	同 上	同 上	同 上
4 し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業 債	65,000	同 上	同 上	同 上
5 農 業 基 盤 整 備 事 業 債	43,100	同 上	同 上	同 上
6 林 道 整 備 事 業 債	3,000	同 上	同 上	同 上
7 道 路 整 備 事 業 債	399,000	同 上	同 上	同 上
8 橋 梁 整 備 事 業 債	53,900	同 上	同 上	同 上
9 公 園 整 備 事 業 債	9,700	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
10 公 営 住 宅 整 備 事 業 債	892,700	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
11 消 防 ・ 防 災 施 設 整 備 事 業 債	8,900	同 上	同 上	同 上
12 小 学 校 債	42,600	同 上	同 上	同 上
13 中 学 校 債	3,100	同 上	同 上	同 上
14 保 健 体 育 債	2,100	同 上	同 上	同 上
15 社 会 教 育 債	700	同 上	同 上	同 上
16 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 債	7,600	同 上	同 上	同 上
17 臨 時 財 政 対 策 債	560,000	同 上	同 上	同 上
計	2,715,600			

下水道事業特別会計予算書

平成 3 1 年度富士吉田市下水道事業特別会計予算

平成 3 1 年度富士吉田市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,358,984 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一 時 借 入 金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		38
	1 負 担 金	38
2 使 用 料 及 び 手 数 料		273,071
	1 使 用 料	272,600
	2 手 数 料	471
3 国 庫 支 出 金		137,000
	1 国 庫 補 助 金	137,000
4 繰 入 金		688,483
	1 他 会 計 繰 入 金	688,483
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 市 債		260,391
	1 市 債	260,391
歳 入 合 計		1,358,984

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 下	水道費		769,584
		1 総務費	320,196
		2 事業費	449,388
2 公	債費		585,400
		1 公債費	585,400
3 予	備費		4,000
		1 予備費	4,000
歳 出 合 計			1,358,984

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 整 備 事 業 債	260,391	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
計	260,391			

国民健康保険特別会計予算書

議案第 3 号

平成 3 1 年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算

平成 3 1 年度富士吉田市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,263,803 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		1,107,981
	1 国 民 健 康 保 険 税	1,107,981
2 使 用 料 及 び 手 数 料		800
	1 手 数 料	800
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		3,574,622
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	3,574,621
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		167
	1 財 産 運 用 収 入	167
6 繰 入 金		570,035
	1 他 会 計 繰 入 金	447,072
	2 基 金 繰 入 金	122,963
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		10,195
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	5,001
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 入	5,193
9 市 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		5,263,803

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		165,779
	1 総 務 管 理 費	152,016
	2 徴 税 費	11,669
	3 運 営 協 議 会 費	312
	4 趣 旨 普 及 費	1,782
2 保 険 給 付 費		3,491,657
	1 療 養 諸 費	3,037,840
	2 高 額 療 養 費	432,506
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	16,809
	5 葬 祭 諸 費	4,500
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,497,621
	1 医 療 給 付 費 分	1,065,423
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	305,823
	3 介 護 納 付 金 分	126,375
4 共 同 事 業 拠 出 金		3
	1 共 同 事 業 拠 出 金	3
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		65,771
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	33,869
	2 保 健 事 業 費	31,902
7 基 金 積 立 金		167
	1 基 金 積 立 金	167
8 公 債 費		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1

款		項	金 額
9 諸 支 出 金			12,803
	1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,103
	2	他 会 計 繰 出 金	2,700
10 予 備 費			30,000
	1	予 備 費	30,000
歳 出 合 計			5,263,803

後期高齢者医療特別会計予算書

議案第 4 号

平成 3 1 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,027,713 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		383,876
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	383,876
2 使 用 料 及 び 手 数 料		76
	1 手 数 料	76
3 国 庫 支 出 金		0
	1 国 庫 補 助 金	0
4 繰 入 金		642,756
	1 一 般 会 計 繰 入 金	642,756
5 諸 収 入		1,005
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		1,027,713

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		7,374
	1 総 務 管 理 費	5,166
	2 徴 収 費	2,208
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,009,338
	1 後 期 高 齢 者 医 療 負 担 金	1,009,338
3 諸 支 出 金		1,001
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,027,713

介護保険特別会計予算書

平成 3 1 年度富士吉田市介護保険特別会計予算

平成 3 1 年度富士吉田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,471,693 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		853,807
	1 介 護 保 険 料	853,807
2 分 担 金 及 び 負 担 金		9,410
	1 負 担 金	9,410
3 使 用 料 及 び 手 数 料		146
	1 手 数 料	146
4 国 庫 支 出 金		1,071,172
	1 国 庫 負 担 金	768,697
	2 国 庫 補 助 金	302,475
5 支 払 基 金 交 付 金		1,155,280
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,155,280
6 県 支 出 金		621,781
	1 県 負 担 金	601,213
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	20,567
7 財 産 収 入		281
	1 財 産 運 用 収 入	281
8 繰 入 金		749,591
	1 一 般 会 計 繰 入 金	682,287
	2 基 金 繰 入 金	67,304
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		10,224
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	10,223
歳 入	合 計	4,471,693

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		85,530
	1 総 務 管 理 費	55,134
	2 徴 収 費	3,381
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	26,667
	4 趣 旨 普 及 費	165
	5 運 営 協 議 会 費	183
2 保 険 給 付 費		4,215,110
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	3,867,537
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	47,371
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	77,017
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	10,784
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	208,058
	6 そ の 他 諸 費	4,343
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 基 金 積 立 金		281
	1 基 金 積 立 金	281
5 地 域 支 援 事 業 費		159,769
	1 介 護 予 防 事 業 費	88,500
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	71,269
6 諸 支 出 金		1,002
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,002
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,471,693

介護予防支援事業特別会計予算書

議案第 6 号

平成 3 1 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算

平成 3 1 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,755 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

富士吉田市 長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款		項	金 額
1	サ ー ビ ス 収 入		6,036
		1 介護給付費収入（介護予防給付費収入）	6,036
2	繰 入 金		10,719
		1 他 会 計 繰 入 金	10,719
歳 入		合 計	16,755

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 費		16,455
	1 介 護 予 防 支 援 事 業 費	16,455
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	16,755

看護専門学校特別会計予算書

議案第 7 号

平成 3 1 年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算

平成 3 1 年度富士吉田市看護専門学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 217,216 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		24,188
	1 使 用 料	22,848
	2 手 数 料	1,340
2 県 支 出 金		23,000
	1 県 補 助 金	23,000
3 繰 入 金		166,233
	1 他 会 計 繰 入 金	166,233
4 諸 収 入		3,795
	1 雑 入	3,795
歳 入 合 計		217,216

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 総	務 費		216,216
		1 総 務 管 理 費	216,216
2 予	備 費		1,000
		1 予 備 費	1,000
歳 出		合 計	217,216

市立病院事業会計予算書

平成31年度富士吉田市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度富士吉田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業 務 量

イ 病 床 数	310 床			
一 般 病 床	300 床			
I C U 病 床	6 床			
感 染 症 病 床	4 床			
ロ 患 者 数	年 間	261,952 人	一日平均	958 人
入 院 患 者	〃	92,891 人	〃	254 人
外 来 患 者	〃	169,061 人	〃	704 人

(2) 建設改良計画

イ 病院改良工事	1 千円
ロ 医療機器等購入	108,923 千円

ハ	リース債務償還金	172,537 千円
---	----------	------------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	病院事業収益	8,265,520 千円
第1項	医業収益	7,346,034 千円
第2項	医業外収益	797,037 千円
第3項	特別利益	122,449 千円
支		出
第1款	病院事業費用	8,074,767 千円
第1項	医業費用	7,981,827 千円
第2項	医業外費用	91,939 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 351,683 千円は、過年度分損益勘定留保資金 330,725 千円と過年度分消費税資本的収支調整金 20,958 千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		244,949 千円
第1項	企 業 債		1 千円
第2項	負 担 金		183,446 千円
第3項	補 助 金		61,500 千円
第4項	固定資産売却代金		1 千円
第5項	寄 附 金		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		596,632 千円
第1項	建 設 改 良 費		281,462 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		275,170 千円
第3項	予 備 費		40,000 千円

(一 時 借 入 金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	4,148,962 千円
---------------	--------------

(2) 交 際 費	1,000 千円
-----------	----------

(他会計からの補助金)

第8条 他会計から、この会計へ繰入を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 他会計補助金	70,087 千円
------------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,133,754千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 10 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
医療機器	眼科手術用顕微鏡	一式

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

水道事業会計予算書

議案第9号

平成31年度富士吉田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度富士吉田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 (メーター数)	19,013 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	6,547,943 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	17,940 m ³
(4) 主要な建設改良事業	第8期事業第7年度事業
	新屋2号配水池整備事業(継続) 279,772 千円
	鐘山配水区配水管工事(単年) 82,892 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		774,077 千円
第1項	営業収益		625,477 千円
第2項	営業外収益		148,599 千円
第3項	特別利益		1 千円
		支	出
第1款	水道事業費用		711,788 千円
第1項	営業費用		646,937 千円
第2項	営業外費用		63,850 千円
第3項	特別損失		1 千円
第4項	予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額334,676千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,918千円、損益勘定留保資金196,758千円及び建設改良積立金100,000千円で補てんするものとする。）。

収				入
第1款 資 本 の 収 入				604,479 千円
第1項	企	業	債	297,000 千円
第2項	負	担	金	136,695 千円
第3項	補	助	金	162,286 千円
第4項	出	資	金	8,497 千円
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金			1 千円
支				出
第1款 資 本 の 支 出				939,155 千円
第1項	建 設 改 良 費			757,099 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			177,056 千円
第3項	予 備 費			5,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	新屋2号配水池整備事業	699,430千円	平成31年度	279,772千円
				平成32年度	419,658千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水設備 工事債	297,000千円	普通貸借	6.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第7条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

77,200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

富士吉田市長 堀内 茂